

公 募 公 告

札幌法務局出張所における清涼飲料水自動販売機の設置及び管理について、次のとおり公募します。

令和7年2月14日

法務省所管国有財産部局長

札幌法務局長 中 村 誠

1 公募に付する事項

(1) 件名

札幌法務局出張所における清涼飲料水自動販売機の設置及び管理

(2) 募集者数

1社(者)

(3) 設置場所

ア 札幌法務局南出張所 札幌市豊平区平岸1条22丁目2番25号

イ 札幌法務局北出張所 札幌市北区北31条西7丁目1番1号

ウ 札幌法務局西出張所 札幌市西区発寒4条1丁目1番1号

エ 札幌法務局白石出張所 札幌市白石区本通1丁目北4番2号

(一部の出張所のみを希望することはできない。)

(4) 設置期間

令和7年4月1日(火)から令和12年3月31日(日)

ただし、設置場所における営業権は一切認めない。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 国税及び地方税を完納していること。

(4) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

(5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所を

言う。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

(6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 募集要領等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

本公告の日から令和7年2月28日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時00分から午後5時00分まで)

(2) 交付場所

〒060-0808

札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎2階

札幌法務局会計課施設係 担当 伊藤

電話 (代表) 011-709-2311 (内線2124)

なお、郵便で募集要領等を請求するときは、封筒の表に「札幌法務局出張所における清涼飲料水自動販売機の設置及び管理」と朱書きした上で、返送用として住所、氏名及び郵便番号を記載し、郵便切手(180円)を貼付した角形2号(A4判)の郵便封筒を同封して送付すること。電子メール及びFAXは不可。

4 応募書面の提出期限及び提出場所

(1) 応募書面

募集要領による。

(2) 提出期限

令和7年2月28日(金)午後5時00分

(3) 提出場所

前記3(2)の場所

なお、郵送する場合は、あらかじめ電話連絡の上、書留郵便により、(2)の提出期限までに必着で送付すること。

5 選定方法

選定に当たっては、募集要領に記載の書面を提出し、かつ募集要領で定める要件を満たした業者のうち、国有財産使用料提案書に掲げる提案金額が、最も高額であった者を受注者に選定する。

ただし、札幌法務局長が算定した使用料予定価格に達しない場合は、非選定とする。

6 その他

詳細は、募集要領及び仕様書による。